

熊本県公報

第 1 0 8 8 2 号
平成 14 年 9 月 2 日 (月)
(毎 週 月 ・ 水 ・ 金 発 行)

目 次

告 示		
公有水面埋立法免許の出願	(漁 港 課) 1
道路の区域変更	(道 路 維 持 課) 2
道路の供用開始	(") 3
"	(") 3
"	(") 3
"	(") 4
公 告		
保安林内で立木を伐採する場合の限度面積	(森 林 保 全 課) 4
平成 14 年度後期技能検定の実施	(職 業 能 力 開 発 課) 5
平成 14 年度臨時的任用教職員給与等計算システム高度化に関する事業		
調査及び基本計画書作成に係る業務に係る一般競争入札の実施	(学 校 人 事 課) 7
庶務事務システム構築に係る基本計画策定業務等委託に係る一般競争入札の実施	(人 事 課) 8
登 載 依 頼		
明るい選挙推進協議会の会議の開催	(明 り い 選 挙 推 進 協 議 会) 11
文化財の指定解除	(教 育 委 員 会) 11
八代地区やさしいまちづくり推進協議会の会議の開催	(八 代 地 区 や さ し い ま ち づ く り 推 進 協 議 会) 11

告 示

熊本県告示第 658 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 2 条第 2 項の規定により公有水面埋立ての出願があったので、同法第 3 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のある者は、縦覧期間の満了の日までに意見書を提出することができる。

平成 14 年 9 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 出願者の住所及び名称
 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 牛深漁港管理者 熊本県
 牛深市牛深町 2286 番地 103 牛深市
- 2 埋立区域
 - (1) 位置
 平成 8 年 12 月 25 日付け熊本県指令漁第 22 号の免許に係る埋立地、熊本県牛深市牛深町字新開 924 の 5 及び 924 の 3 に介在する無番地、924 の 3、924 の 3 及び 924 に介在する無番地、924、841 の 1、841 の 2、840 の 3、840 の 2、839、837 の 2 及び 837 の 4 に介在する無番地、837 の 4、837 の 4、836 の 5 及び 836 の 4 に隣接する無番地、836 の 5 及び 836 の 4 に隣接する無番地並びに 835 の 1 地先公有水面
 - (2) 区域
 次の の地点と の地点を結ぶ平成 8 年 12 月 25 日付け熊本県指令漁第 22 号の免許に係る埋立区域と公有水面との境界線（DL = +3.02 メートルにより決定）、 の地点から の地点までを順次直線で結んだ線及び の地点と の地点を結ぶ平成 14 年春分の日満潮位（DL = +3.02 メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
 の地点 牛深港宮崎突堤灯台（北緯 32 度 11 分 34.11 秒 東経 130 度 00 分 50.89 秒）から 314 度 55 分 50 秒 371.987 メートルの地点
 の地点 の地点から 77 度 39 分 08 秒 33.319 メートルの地点
 の地点 の地点から 202 度 10 分 04 秒 229.262 メートルの地点
 の地点 の地点から 112 度 10 分 19 秒 3.100 メートルの地点
 の地点 の地点から 202 度 09 分 48 秒 4.999 メートルの地点
 の地点 の地点から 271 度 34 分 43 秒 34.160 メートルの地点

- の地点 の地点から 181 度 34 分 42 秒 45,349 メートルの地点
 の地点 の地点から 271 度 37 分 44 秒 61,713 メートルの地点
- (3) 面積
 19,536.31 平方メートル
- 3 埋立てに関する工事の施行区域
- (1) 位置
 平成 8 年 12 月 25 日付け熊本県指令漁第 22 号の免許に係る埋立地、熊本県牛深市牛深町字新開 924 の 5 及び 924 の 3 に介在する無番地、924 の 3、924 の 3 及び 924 に介在する無番地、924、841 の 1、841 の 2、840 の 3、840 の 2、839、837 の 2 及び 837 の 4 に介在する無番地、837 の 4、837 の 4、836 の 5 及び 836 の 4 に隣接する無番地、836 の 5 及び 836 の 4 に隣接する無番地並びに 835 の 1 地先公有水面
- (2) 区域
 次のアの地点とオの地点までを順次直線で結んだ線及びオの地点とイの地点を結ぶ平成 14 年春分の日の満潮位 (DL = +3.02 メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
 アの地点 牛深港宮崎突堤灯台(北緯 32 度 11 分 34.11 秒、東経 130 度 00 分 51.89 秒) から 314 度 55 分 50 秒 371,987 メートルの地点
 イの地点 アの地点から 77 度 39 分 08 秒 73,490 メートルの地点
 ウの地点 イの地点から 202 度 10 分 04 秒 251,576 メートルの地点
 エの地点 ウの地点から 181 度 34 分 42 秒 49,957 メートルの地点
 オの地点 エの地点から 271 度 37 分 44 秒 130,103 メートルの地点
- (3) 面積
 31,679.40 平方メートル
- 4 埋立地の用途
 漁港施設用地
- 5 関係書類の縦覧場所
 熊本県林務水産部漁港課及び天草地域振興局農林水産部漁港課並びに牛深市水産課
- 6 縦覧期間
 告示の日から起算して 3 週間

熊本県告示第 659 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 14 年 9 月 2 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 9 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	387 号	菊池市大字隈府字城山	前	13.0	31.0	交安施
		1299 番 11 地先から		~	22.0	
一般県道	辛川鹿本線	同所 字院ノ馬場	後	14.5	31.0	単道改
		955 番 12 地先まで		~	30.0	
一般県道	辛川鹿本線	菊池郡七城町小野崎字方保田	前	4.6	47.0	単道改
		149 番 地先から		~	12.0	
"	住吉熊本線	同所 同字	後	4.6	47.0	24 条工事
		159 番 1 地先まで		~	12.0	
"	住吉熊本線	菊池郡合志町大字幾久富字山下	前	15.3	120.0	24 条工事
		1621 番 6 地先から		~	17.5	
"	住吉熊本線	同所 字八丁谷	後	17.8	120.0	24 条工事
		1828 番 27 地先まで		~	21.7	

一般 県道	住 吉 熊 本 線	菊池郡合志町大字幾久富字中沖野 1758 番 174 地先から	前	16.0 ~ 20.0	19.0	交 安 施
		菊池郡菊陽町大字津久礼字新山 3190 番 578 地先まで	後	16.0 ~ 51.4	19.0	

2 区域変更する期日 平成 14 年 9 月 2 日

熊本県告示第 660 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 14 年 9 月 2 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 9 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	日 生 野 隈 府 線	菊池市大字原字川鶴 1800 番 1 地先から	146.8	単道改
		同 所 字八瀬尾 1970 番 1 地先まで		

2 供用開始する期日 平成 14 年 9 月 2 日

熊本県告示第 661 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 14 年 9 月 2 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 9 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	3 2 4 号	天草郡有明町大字須子字釜蓋 3095 番 5 地先から	460.0	交 安 施
		同 所 大字大浦字鳥越 3548 番 1 地先まで		

2 供用開始する期日 平成 14 年 9 月 2 日

熊本県告示第 662 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 14 年 9 月 2 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 9 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡牛深線	天草郡新和町大字小宮地字荒新開 5207 番 9 地先から 同 所 同 字 5207 番 133 地先まで	100.0	緊道整

2 供用開始する期日 平成 14 年 9 月 2 日

熊本県告示第 663 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 14 年 9 月 2 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 9 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	5 0 1 号	宇土市走瀧町字走瀧 1276 番 1 地先から 宇土市馬之瀬町字島ノ元 625 番 1 地先まで	849.0	国道改

2 供用開始する期日 平成 14 年 9 月 20 日

公 告

熊本県公告第 702 号

森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）第 4 条の 2 第 3 項の規定により、平成 14 年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき第 3 回分としての森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 34 条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成 14 年 9 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

森林法第 34 条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度

森林計画区	同一の単位とされる保安林	皆伐面積の許容限度 (ヘクタール)
白川・菊池川 地域森林計画 区	菊池川水源かん養保安林	788.55
	菊池川土砂流出防備保安林	86.09
	菊池川保健保安林	1.06
	阿蘇地区水源かん養保安林	658.48
	阿蘇地区土砂流出防備保安林	34.65
	阿蘇地区保健保安林	1.77
	小国地区水源かん養保安林	85.69
	小国地区土砂流出防備保安林	14.36
	五箇瀬川水源かん養保安林	43.09
	五箇瀬川土砂流出防備保安林	5.94
	大野川水源かん養保安林	71.53
	大野川土砂流出防備保安林	13.26
	熊本市干害防備保安林	1.72
	植木町干害防備保安林	5.90
山鹿市干害防備保安林	2.16	

緑川地域森林 計画区	緑川水源かん養保安林	836.45
	緑川土砂流出防備保安林	121.63
	宇城地区水源かん養保安林	164.90
	宇城地区土砂流出防備保安林	9.58
天草地域森林 計画区	天草地区水源かん養保安林	246.93
	天草地区土砂流出防備保安林	107.48
	天草地区保健保安林	1.00
球磨川地域森 林計画区	氷川五家荘地区水源かん養保安林	1208.72
	氷川五家荘地区土砂流出防備保安林	18.54
	氷川五家荘地区保健保安林	2.00
	城南地区水源かん養保安林	251.92
	城南地区土砂流出防備保安林	80.30
	球磨地区水源かん養保安林	3314.37
	球磨地区土砂流出防備保安林	501.33
	球磨地区落石防止保安林	0.28
	球磨地区防風保安林	0.80
球磨地区保健保安林	24.25	

熊本県公告第 703 号

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 46 条の規定に基づき平成 14 年度後期
技能検定を次のとおり実施する。

平成 14 年 9 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 実施職種

(1) 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造

(2) 1 級及び 2 級

金型製作（プラスチック成形用金型製作作業に係るものに限る。）、鉄工（構造物現図作業に係るものに限る。）、工場板金（機械板金作業に係るものに限る。）、金属ばね製造（線ばね製造作業に係るものに限る。）、機械検査、機械保全、半導体製品製造、空気圧装置組立て、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業に係るものに限る。）、和裁、ガラス製品製造（理化学ガラス機器製作作業に係るものに限る。）、石材施工（石材加工作業に係るものに限る。）、パン製造、菓子製造（洋菓子製造作業に係るものに限る。）、みそ製造、建築大工、かわらぶき、配管（建築配管作業に係るものに限る。）、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工（鉄筋組立て作業に係るものに限る。）、コンクリート圧送施工、防水施工（アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業に係るものに限る。）、自動ドア施工、ガラス施工、テクニカルイラストレーション（立体図作成作業及び立体図仕上げ作業に係るものに限る。）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業及び機械製図 CAD 作業に係るものに限る。）、塗装（鋼橋塗装作業に係るものに限る。）、

(3) 単一等級

樹脂接着剤注入施工、バルコニー施工

(4) 3 級

機械検査、配管（建築配管作業に係るものに限る。）、テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション作業に係るものに限る。）、

2 試験の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の手数料及び実施期日等

(1) 実技試験

ア 実技試験の手数料